

令和7(2025)年度とちぎのこども・若者に対するインターネットやゲームに関連する依存及びギャンブル等依存に関する啓発動画作成業務仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「令和7(2025)年度とちぎのこども・若者^{※1}に対するインターネットやゲームに関連する依存及びギャンブル等依存に関する啓発動画作成業務」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の目的

(1) インターネットやゲームに関連する依存に関する啓発動画の作成等について

- ・ 厚生労働省の報告書^{※2}では、全国でインターネット（以下「ネット」という。）に関連する依存が疑われる中高生は、2017年時点で約93万人と推計され、2012年の約51万人から5年間で約1.8倍に増加。さらに、中高生の4人に1人以上は依存症予備群として、将来ネット依存になるリスクを抱えていると報告されている。
- ・ 依存症対策全国センターである独立行政法人国立大学病院機構久里浜医療センター（以下「久里浜医療センター」という。）では、ネットやゲーム（以下「ネット等」という。）依存による外来受診者の約7割が未成年者であり、学業不振、昼夜逆転、遅刻・欠席、引きこもり、家族への暴力等の問題がみられていると報告されている。
- ・ 内閣府が実施した調査^{※3}では、青少年（10～17歳）の98.5%（小学生（10歳以上）97.5%、中学生99.0%、高校生98.9%）がネットを利用していると報告されている。
- ・ 本県が令和6年度に実施した調査^{※4}における県内の児童生徒のネットの利用状況等は、以下の【栃木県インターネット及びゲームに関連する依存に係る調査結果（抜粋）】及び別添の栃木県インターネット及びゲームに関連する依存に係る調査結果報告書（本編）、同報告書（概要版）のとおり。
- ・ 一般に、こどもは脳が未成熟であり自制が効かないことから、ネットが日常生活に浸透している現状においては依存に陥るリスクが高いと言われており、さらに、依存症を発症すると回復に向けた継続的な治療やケアが必要である一方、特にこどもにおいては、治療や回復の動機付けがないため、回復までに多くの時間と労力を要する。

以上のことから、広く県内のこどもやその保護者等に対して、ネット等の過剰利用の予防、ネット等に関連する依存の早期発見に向けた取組を早急に実施する必要がある、県内の児童生徒やその保護者等の多くが利用すると思われるネットサービスを有効に活用した普及啓発を実施するため、ネット等の過剰利用を予防するための啓発動画を作成する。

※1 本事業においては、18歳～30歳代を指す。

※2 厚生労働科学研究費補助金「飲酒や喫煙等の実態調査と生活習慣病予防のための減酒の効果的な介入方法の開発に関する研究」(平成29(2017)年度)

※3 内閣府「令和4年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」

※4 「栃木県インターネット及びゲームに関連する依存に係る調査」

【栃木県インターネット及びゲームに関連する依存に係る調査結果（抜粋）】

● スマートフォン、ゲーム機の保有の割合(n=13,322)

小学生(4年生～6年生)の 42.6%、中学生の 62.6%、高校生の 99.1%がスマートフォンを保有。
小学生(4年生～6年生)の 71.6%、中学生の 67%、高校生の 48.9%がゲーム機を保有。

● ネット依存の疑いのある者の割合(n=13,322)

調査を実施した者における「ネット依存の疑いのある者」は、小学生 8.2%、(約 12 人に 1 人)、中学生約 13.6%(約 7 人に 1 人)、高校生約 18%(5 人に 1 人)。

● ゲーム行動症(ゲーム障害)の疑いのある者(n=8,465)

“ゲームをよくやる”と回答した者における「ゲーム行動症の疑いのある者」は、小学生 9.1%(約 11 人に 1 人)、中学生 14.8%(約 7 人に 1 人)、高校生約 17.3%(5 人に 1 人)。

● ネットの開始年齢(n=13,322)

小学生は 6.9 歳、中学生は 9.4 歳、高校生は 10.9 歳。

● 利用するネットサービス(n=13,322)

小学生はゲームが 85.9%、中学生は動画サイトが 85.2%、高校生は SNS が 92.8%でそれぞれ最多。

(2) ギャンブル等^{※5}依存に関する啓発動画の作成等について

- 平成 29 年の全国調査^{※6}によれば、全国における過去 1 年間にギャンブル等依存症が疑われる成人以上の者は約 70 万人（成人の 0.8%）、生涯を通じてギャンブル等依存症が疑われる者は約 320 万人（成人の 3.6%）と推計され、本県の人口に換算するとそれぞれ約 1 万 2 千人、約 5 万 6 千人となる。また、男女比は 9.7：1と報告されている。
- 久里浜医療センターが実施した調査^{※7}では、調査を実施した者のうち 57.5%が 20 歳代、31.4%が 10 歳代で初めてギャンブル等を経験し、50.7%が 20 歳代、21.5%が 10 歳代で習慣的にギャンブル等をするようになったと報告されている。
また、ギャンブル等問題で自助グループを利用している当事者のギャンブル等を開始した年齢の平均値は 20.2 歳と報告されている。
- 全国的な傾向として、コロナ禍以降、公営競技のオンライン化が一層進行し、売上げの 8～9 割をネット投票が占め、さらに近年ではオンラインカジノサイトへのアクセスの増加及びこれに伴う依存症の問題が強く指摘されており、国ではネットを活用した若者への普及啓発を推進している。
- 県においては、平成 28 年から令和 3 年までの県内の医療機関におけるギャンブル等依存症患者数は 20 人以下で推移している一方、精神保健福祉センターにおける相談件数は、平成 29 年は 70 件、令和元年は 190 件、令和 3 年は 243 件と増加傾向となっている。
- 令和 4 年度に県が実施した意識調査^{※8}では、ギャンブル等の問題で困った場合の相談先について、「どこで相談できるか分からない」と回答した者は 41.1%で最多、「ギャンブル依存症になるのは本人の責任であるか」について、「そう思う（そう思う、強くそう

思う)」と回答した者は 76.7%で最多、依存症の相談先を探す方法について、「ネット」と回答した者は 85.4%で最多となっている。

- ・ 一般に、ギャンブル等は身体を害さないことに加え、本人や家族は借金の問題を解決することに注力することが多く、他の依存症に比べ、医療機関に継続的につながる者が少ない。また、令和5年に県が実施した意識調査から、家族や周囲の人において「本人の意思の弱さが原因」と認識している者が一定数いると想定される。

以上のことから、県内の高校生、若者（特に男性）及びその家族等に対して、ギャンブル等へののめり込みの予防、ギャンブル等依存の早期発見に向けた取組を実施する必要がある、県内の高校生、若者及びその家族等の多くが利用すると思われるネットサービスを有効に活用した普及啓発を実施するため、若者のギャンブル等へののめり込みを予防するための啓発動画を作成する。

※5 「ギャンブル等依存症」の「等」とは、競馬、競艇、競輪、パチンコ、スロットのほか、宝くじ、スポーツくじ、違法賭博、オンラインカジノなどのさまざまな射幸行為を指す。

※6 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 障害者対策総合研究開発事業「ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のあり方についての研究 2016～2018 年度」

※7 「松下幸生，新田千枝，遠山朋海；令和2年度 依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」，2021 年」より」

※8 とちぎの精神保健福祉に関する県民意識調査（令和5（2023）年3月）

2 業務委託契約期間

契約締結日から令和8（2026）年3月31日（火）まで

3 事業費

4,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内

4 業務委託内容等

(1) 啓発動画制作業務

ア 基本事項

- ・ 本業務の目的は、こども・若者に対しネット等の過剰利用やギャンブル等へののめり込みに伴うリスクを広く認知させることにより、こども・若者のネット等の過剰利用やギャンブル等へののめり込みを予防することにあること
- ・ 制作する動画は、視聴者のネット等、ギャンブル等への関心の有無に関わらず、感覚的に見入ってしまうことが期待される内容とすること
特に、広告用動画は動画の冒頭6秒間で関心を得られる内容構成とすること
- ・ 制作する動画は、ウェブサイトや YouTube 等の動画共有サービスで再生可能なファイル形式とすること
- ・ 画質のクオリティ等は現行で一般に配信される動画と同程度以上とすること
- ・ 効果的な音響、テロップ、ナレーション、字幕等を使用すること

イ 動画の種類

- (ア) 「ネットやゲームの過剰利用を予防するための啓発動画」(広告用動画)
- (イ) 「ネットやゲームの過剰利用を予防するための啓発動画」(啓発用動画)
- (ウ) 「ギャンブル等へののめり込みを予防するための啓発動画」(広告用動画)
- (エ) 「ギャンブル等へののめり込みを予防するための啓発動画」(啓発用動画)

ウ 各動画の仕様等

- (ア) 「ネットやゲームの過剰利用を予防するための啓発動画」(広告用動画)

a 内容

次を基本として、適当な内容とすること

なお、ターゲット目線で訴求要素は検討することとし、次の事項の全てを含むか否かは提案事項とし、動画で伝えるべき内容等を整理した上で、動画の構成要素を検討すること

- (a) 1本当たりの長さは6秒～15秒程度を基本とすること
- (b) ネット等の過剰利用に関するリスクを訴求する内容を冒頭6秒以内に入れること
- (c) 国が実施した調査結果や本県が実施した調査結果※4を踏まえた内容とすること
- (d) ネット等の過剰利用に伴うリスク及びこどもの心身や日常生活、対人関係に与える影響について啓発し、以下の事項のいずれか又は全てを含むこと
 - ・ 県内の相談支援窓口について周知すること
 - ・ 依存症は誰でもなり得る疾患であり、意思の強さの問題ではないこと
 - ・ 適切な支援につながり続けることで回復が可能であること
 - ・ こどもの依存症については、予防が特に重要であること
 - ・ ネットは生活から切り離せないことから、こどもに対し適正利用に向けた教育が必要であり、そのためには家族の理解や協力が必要であること
- (e) 未就学児（5歳以上）や小学校低学年が関心を持てる内容とするため、キャラクターや音声等を工夫又は効果的なアニメーションを採用するなど、訴求力の高い内容・構成とすること

- (f) 動画広告に当たり、最低でも「縦長」と「横長」の2本を制作すること

b ターゲット

県内在住の未就学児（5歳以上）及び6歳～18歳の者及びその保護者等

c 本数

2本以上

d 納品時期

令和8（2026）年3月25日（水）までに納品すること

e 活用方法

YouTube 広告、Instagram、TikTok、X、Facebook 等への掲載

(イ) 「ネットやゲームの過剰利用を予防するための啓発動画」(啓発用動画)

a 内容

次を基本として、適当な内容とすること

なお、ターゲット目線で訴求要素は検討することとし、次の事項の全てを含むか否かは提案事項とし、動画で伝えるべき内容等を整理した上で、動画の構成要素を検討すること

動画は1本以上制作すること

1本当たりの長さは10分～15分程度を基本とすること

内容は、(ア) a(c)～(e)と同様とすること

b ターゲット、納品時期

(ア) b及びdと同様

c 本数

1本以上

d 活用方法

栃木県 YouTube チャンネル等において配信予定

フォーマットは16:9とし、FHD以上の解像度とすること

また、SNS等へ掲載するほか、小・中・高等学校の授業で活用できる内容とすること

学校において教職員が気軽に活用できるよう、必要に応じて動画の解説や補助的な資料を作成することとし、当該資料はWord、Excel、PPT等の甲が編集可能な形式で作成すること

(ウ) 「ギャンブル等へののめり込みを予防するための啓発動画」(広告用動画)

a 内容

次を基本として、適当な内容とすること

なお、ターゲット目線で訴求要素は検討することとし、次の事項の全てを含むか否かは提案事項とし、動画で伝えるべき内容等を整理した上で、動画の構成要素を検討すること

(a) 1本当たりの長さは、6秒～15秒程度を基本とすること

(b) ギャンブル等依存についてのリスクを訴求する内容を冒頭6秒以内に入れること

(c) ギャンブル等へののめり込みに伴うリスクについて啓発するため、以下の事項のいずれか又は全てを含むこと

- ・県内の相談支援窓口について周知すること
- ・依存症は誰でもなり得る疾患であり、意思の強さの問題ではないこと
- ・適切な支援につながり続けることで回復が可能であること
- ・家族に対しても支援が必要であること

(d) 借金問題に苦しむキャラクター(当事者や家族)を取り入れるなど、当事

者や家族が実際に直面する悩みを題材にし、ターゲットに対し訴求力の高い動画とすること

(e) 動画広告に当たり、最低でも「縦長」と「横長」の2本を制作すること

b ターゲット

県内在住の高校生～30代の男性及びその家族等

c 本数、納品時期

(ア) c、dと同様

d 活用方法

YouTube 広告、Instagram、TikTok、X等への掲載

(I) 「ギャンブル等へののめり込みを予防するための啓発動画」(啓発用動画)

a 内容

次を基本として、適当な内容とすること

なお、ターゲット目線で訴求要素は検討することとし、次の事項の全てを含むか否かは提案事項とし、動画で伝えるべき内容等を整理した上で、動画の構成要素を検討すること

動画は、家族向け、当事者向けの2本以上を制作すること

1本当たりの長さは10分～15分程度を基本とすること

内容は、(ウ) a(c)及び(d)と同様とすること

b ターゲット

(ウ) bと同様

c 本数

2本以上

d 納品時期

(ア) dと同様

e 活用方法

栃木県 YouTube チャンネル等において配信予定

フォーマットは16:9とし、FHD以上の解像度とすること

SNS等へ掲載するほか、高等学校の授業で活用できる内容とすること

学校において教職員が気軽に活用できるよう、必要に応じて動画の解説や補助的な資料を作成することとし、当該資料はWord、Excel、PPT等甲が編集可能な形式で作成すること

エ その他

- 企画提案書の作成に当たっては、動画内容がイメージできるよう絵コンテ等を挿入すること
- 制作に必要な取材、撮影、映像制作一切を実施するものとし、撮影に際し使用料、出演料、謝礼等が発生した場合、その経費は委託料に含まれるものとする

- ・ 必要に応じて、甲が指定する医師等に監修を依頼すること
- ・ 動画制作の提案に当たっては、新規撮影を原則とすること
ただし、プロモーションに当たって効果的・効率的な場合は、甲との協議により、撮影済みの動画を活用することも可能とする
- ・ 動画制作に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整を行うこと
- ・ 制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は甲に帰属するものとし、乙は著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする
ただし、制作物の全部又は一部に乙又は第三者が既に著作権を有するものが含まれている場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては協議の上、定めるものとする
- ・ 動画完成までに甲による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること

(2) 実施計画書及び報告書の提出

- ・ 乙は、契約締結後遅滞なく、具体的な業務内容について甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること
実施計画書の作成に当たっては、動画内容がイメージできるよう絵コンテ等を挿入すること
- ・ 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を取りまとめた「実績報告書」（任意様式）を甲に提出し、甲の検査を受けること
- ・ 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況に関する調査又は報告を求めることができる

(3) 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする

(4) 成果物等

以下に示す成果物等を提出時期までに栃木県保健福祉部障害福祉課へ納入すること
なお、提出時期の具体的な期日は、実施計画書作成時に甲と協議の上、決定する

業務	成果物	内容	形式	時期
共 通	実施計画書	施工体制、動画の内容、スケジュール等具体的な内容をまとめた資料	電子データ	契約締結後速やかに
	実績報告書	本業務の実績をまとめた資料	電子データ	委託業務完了後
動画制作業務	動画データ	制作した動画の編集可能なマスターデータ	DVD(3枚)及びUSB(1個)	令和8(2026)年3月25日(水)まで

(5) その他

- ・ 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙の協議により決定する
- ・ 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守すること
- ・ 本仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする

(6) 委託費の支払い等

(2)の甲が行う検査完了後に精算払いとする

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。